平成２３年（フ）第６７号
滋賀県野洲市比江1062番地１
債務者　津田　恒之
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
滋賀県草津市西草津１丁目５番31号
債務者　富永芙二子こと　裴　　貞字
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町８丁目420―76、住民票上の住所滋賀県彦根市高宮町2837番地
債務者　上田　　好
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
滋賀県高島市安曇川町中央１丁目２番地８　バローゼ７―208号、前住所滋賀県高島市安曇川町田中3920番地48
債務者　野元　佳恵
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2041番地
債務者　塚本　寛子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１１号
兵庫県川西市栄町７番13―205号
債務者　土岐　豊光
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９６号
兵庫県西宮市神園町４番１号
債務者　漣　　剛志
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市市場755番地、前住所兵庫県豊岡市加広町６番24号　カサエスペランサ201号
債務者　中尾　勝英
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市日高町国分寺168番地　共栄テラス
債務者　吉谷　謙二
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
鳥取県米子市彦名町4391番地
債務者　相馬　雄二
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１１号
愛媛県今治市玉川町三反地甲121番地１　玉川ウワナル団地301号
債務者　春日　圭子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１５号
愛媛県宇和島市津島町増穂甲284番地２
債務者　岩藤　隆紀
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１６号
愛媛県宇和島市津島町増穂甲284番地２
債務者　岩藤　静子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５０３号
高知市南金田15番６号、申立時の住所高知市二葉町９番35―303号
債務者　中越　幸男
１　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１１号
高知市十津１丁目3634番地93
債務者　中岡　千絵
１　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１７号
高知市八反町１丁目１番21号　東海ビル302
債務者　澤田　正一
１　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係